

ウ. 管理、設備、整備費補助金の交付をうけて宿日直を廃止して無人化校とする学校も急増し、その数は小学校 263校、中学校84校計 347校に達している。

エ. 教職員が宿直を行なっていない学校は小・中あわせて 573校、教職員が日直を行なっていない学校は 693 校となり、教職員の勤務較減の実があがっている。

(資料2) 宿日直代行員の補助対象校数

(昭和46年4月1日現在)

(資料3) 昭和45年度小・中学校教職員の宿日直の状況

1. 宿 直

(昭和46年3月末現在)

小 ・ 中 別	学 校 総 数	教職員が宿直を行なっている学校			教職員が宿直を行なっていない学校			
		教職員のみで行なっている	教職員と代行員で行なっている	教職員の行なっている日と無人の日がある	計	無人化	宿直してないが学校職員の住居がある	代行員が宿直している
小	746 (263)	12	209	57	278	296 (179)	101 (50)	71 (34)
中	266 (84)	3	122	36	161	61 (55)	23 (21)	21 (8)
計	1012 (347)	15	331	93	439	357 (234)	124 (71)	92 (42)
								573 (347)

2. 日 直

小 ・ 中 別	学 校 総 数	教職員が日直を行なっている学校			教職員が日直を行なっていない学校			
		教職員のみで行なっている	教職員と代行員で行なっている	教職員の行なっている日と無人の日がある	計	無人化	日直してないが学校職員の住居がある	代行員が日直している
小	746 (263)	18	143	35	196	346 (199)	138 (59)	66 (5)
中	266 (84)	8	91	24	123	75 (54)	33 (25)	35 (5)
計	1012 (347)	26	234	50	319	421 (253)	171 (84)	101 (10)
								693 (347)

* () 内は管理設備整備費補助金にかかる事業施行の学校のうち数を示す

・小・中共通の宿日直を行なっている学校は小のみに計上してある。

・分校も1校とみなす。

昭和45年度の県立学校における宿日直廃止状況

福島県

(2) 県立学校

昭和45年度

① 通年雇用の警備員、代行員の設置

教職員の宿日直勤務を軽減するため年間を通じて夜間を通じて夜間警備員、日直代行員を雇用し、学校保全を行なって来たが、昭和45年度においては、昭和44年度の制度をさらに改善し、教職員の宿日直勤務の軽減をはかった。高等学校の全日制課程にあっては、教職員の日直を廃止し代行員により日曜日、祝日の校舎保全を行なうこととし、また、日曜日、祝日の教職員の宿直を廃止警備員により校舎保全を行なうこととした。また、定時制課程の学校にあっては、教職員の宿直を廃止し、夜間の校舎保全を行なうこととした。

教職員の宿日直廃止の実態は下表のとおりである。

宿日直別 曜 日 別 学校種別	日 直		宿 直		半 日 日 値	学 校 数
	日曜日	年末年始の休日 (12・29～1・3)	月曜日	日曜日	年末年始の休日 (12・29～1・3)	
本 高 校	代行員 2	代行員 2	教員 1	警備員 2	警備員 2	教員 77
等 学 校	廃止	警備員 1	警備員 1	警備員 1	警備員 1	教員 4
定 通 校	教員 1	警備員 1	警備員 1	警備員 1	警備員 1	教員 16
分 校	警備員 1	警備員 1	警備員 1	警備員 1	警備員 1	教員 8
盲 ろう 学 校	教員 1	警備員 1	警備員 1	警備員 1	警備員 1	教員 2
養 護 学校	教員 1	警備員 1	警備員 1	警備員 1	警備員 1	教員 2

注 表中「廃止」とは教職員による宿直又は日直を廃止していることの意味である。

② 年末年始の休日における教職員の宿日直勤務は廃止し、警備員、代行員を全校に配置した。